

# 社員給与規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則第3条第1項第1号に規定する社員の給与について定める。

2 契約社員の給与は別に定める。

(給与の種類)

第2条 社員の給与は、給料および次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 調整手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 皆勤手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日給
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当
- (11) 食事手当

(給与の支払方法)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払う。ただし、本人から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 法令および法令の規定に基づく協約、または協定により控除するものがあるときは、給与から控除して支払う。

(給与の支払日)

第4条 給与（期末手当および勤勉手当を除く。）の支払日は、毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に社員となった者のその月の支払日は、末日とする。

2 前項に規定する支払日が休日および土曜日にあたるときは、その日前の最も近い休日でない日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害、その他の事由により給与の支払が著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

## 第2章 給 料

(給 料)

第5条 給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は、月額とする。

(給料の決定)

第6条 社員に適用される給料は、別表1によりその職務の複雑困難および責任の度合

を考慮し、決定する。

(昇給の基準)

第7条 昇給は、会社の業績および各人の人物、技能、職務成績等により人事考課のうえ決定する。

(昇給の保留)

第8条 次の各号の一に該当するものについては、当該期に限り昇給を行わないことがある。

- (1) 休職中の者、または入社後の就業日数が所定の期日に満たない者。
- (2) いちじるしく技能が低い者、またはいちじるしく勤務成績もしくは素行が不良の者。
- (3) 懲戒処分を受けた者。

(昇給の時期)

第9条 昇給の時期は、4月1日とする。

(給料の支給方法)

第10条 給料は、月の1日から末日までの期間につきその月に支給する。

2 月の途中で入社、退職等により所定の日数を就業しない場合は、次の日割計算により支給する。

$$\text{支給額} = \frac{\text{給料月額} \times \text{勤務日数 (土・日曜日を除く)}}{\text{その月の要勤務日数 (土・日曜日を除く)}}$$

### 第3章 諸 手 当

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある社員のすべてに対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその社員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳未満の子および孫
- (3) 満60歳以上の父母および祖父母
- (4) 満22歳未満の弟妹
- (5) 重度の障害にある者

3 前項第2号および第4号の満22歳未満の取扱いは、満22歳に達した日以降の最初の3月31日までは、扶養親族とする。

(扶養手当の支給および返還)

第12条 扶養手当の支給は月額とし、別表2に定める額とする。

2 第13条による届出が月の初日であった場合はその月に支給する。ただし、その届出日がその月の2日以降の場合は、翌月から支給する。

3 前項の届出を怠った場合で過払支給を受けた者は、速やかに過払額を返還しなければならない。

(扶養届出)

第13条 就業規則第14条第1項第2号および第3号ならびに第4号に規定する届出に変更を生じた場合は、その事実を証する書類を添付して届出しなければならない。

(管理職手当)

第14条 課長以上の職にある社員には、その特殊性に基づいて、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で管理職手当を支給する。

2 前項に掲げる者に対しては、超過勤務手当は支給しない。

3 管理職手当を受ける社員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

4 月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき、またはその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第2項の規定を準用する。

(調整手当)

第15条 社員には、調整手当を支給する。

2 調整手当の月額額は、給料、管理職手当および扶養手当の月額額の合計額に100分の18を乗じて得た額の範囲内とする。

3 調整手当の支給については、給料支給の例による。

(住居手当)

第16条 住居手当に関する必要な事項は、別に定める社員住居手当支給要領による。

(通勤手当)

第17条 通勤手当に関する必要な事項は、別に定める社員通勤手当支給要領による。

(皆勤手当)

第18条 飲食部門の社員に対し、その勤務実績に応じて支給する。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた社員に対しては、その超過勤務の時間1時間につき、1時間当りの給与額に100分の125を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、勤務1時間につき、1時間当りの給与額に100分の150を乗じて得た額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、土曜日に勤務し、他の週に休みを変更した結果、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合、その超えた時間について勤務1時間につき、1時間当りの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

3 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた社員のその超過勤務時間の合計が1箇月について60時間をこえた場合、その60時間をこえて勤務した時間に対し、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当りの給与額に次の各号に掲げる区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間をこえてした勤務の時間 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には100分の175)

(2) 第2項に定める勤務の時間 100分の50

4 前各項に定める勤務1時間当りの給与額は、給料の月額、調整手当、皆勤手当および食事手当の合計額を次の計算により算出した額とする。

$$\text{時 給} = \frac{(\text{給料月額} + \text{調整手当} + \text{皆勤手当} + \text{食事手当}) \times 12\text{月}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52\text{週} - 7\text{時間}45\text{分} \times X\text{日}}$$

調整手当・・・給料月額に係る調整手当（給料月額×0.18）

X 日・・・国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始の休日  
で週休日と重なる場合を除く日。

（休日勤務手当）

第20条 就業規則第33条第1項第1号から第3号に定める休日に勤務することを命ぜられた社員に支給する。

2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、1時間当りの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には100分の160）を乗じて得た額とする。ただし、前条第3項に掲げる場合（日曜日を除く）は、前条第3項第1号のとおりとする。

3 会社が休日の勤務に替えて、社員に他の日の勤務を免除した場合には、休日勤務手当は支給しない。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日、12月1日および3月1日（以下、「基準日」という。）にそれぞれ在職する社員に対し、毎年3月2日から6月1日までの期間にかかる手当を6月に支給し、毎年6月2日から12月1日までの期間にかかる手当を12月に支給し、12月2日から3月1日までの期間にかかる手当を3月に支給する。

2 前項の基準日前1ヵ月以内に、退職または死亡した社員についても同様とする。

3 期末手当の支給月数等は、別に定める支給基準による。

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する社員に対し、毎年3月2日から6月1日までの期間にかかる手当を6月に支給し、毎年6月2日から12月1日までの期間にかかる手当を12月に支給する。

2 前項の基準日前1ヵ月以内に、退職したまたは死亡した社員についても同様とする。

3 勤勉手当の支給月数等は、別に定める支給基準による。

（食事手当）

第23条 飲食部門に勤務する社員について、月額8,000円を支給する。

2 1ヵ月の間に勤務した日が1日もなかった場合は、支給しないものとする。

## 第4章 補 則

（給与の減額）

第24条 社員が勤務しないときは、本規程で別に定める場合、または会社がやむを得ない事情と認めた場合を除き、その勤務しない時間につき第19条第4項に規定する時間割額を減額して支給する。

(欠勤者等の給与)

第26条 欠勤者または休職者の給与については、別表3に定めるところによる。

(端数計算)

第27条 この規程による給与の計算において、円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭未満のときは切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。ただし、調整手当に円位未満の端数を生ずるときは、切捨てる。

付 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第16条第1項および別表2（第14条関係）の「4」の規定については、同年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。